地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
社会福祉法人こころ　小規模特別養護老人ホームこころ　のだの里

【重要事項説明書】

社会福祉法人こころ　小規模特別養護老人ホームこころ　のだの里（以下「当施設」という）は、契約者に対し「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」を提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、利用上のご注意いただきたいことを次の通り説明します。

１．基本方針

（１）特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準　第二条

① 特別養護老人ホームは、入所者に対し、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を行うよう努めなければならない。

② 特別養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。

③ 特別養護老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って処遇を行うように努めなければならない。

④ 特別養護老人ホームは、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（２）特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準　第三十三条

① ユニット型特別養護老人ホームは、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

② ユニット型特別養護老人ホームは、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

２．法人概要（利用契約書　第３条）

法　人　名	社会福祉法人こころ
法人所在地	金沢市長坂町ヲ１９２－３
法人設立年	平成９年９月４日
ホームページ	http://www.kanazawakokoro.com/
法人代表者	理事長　　前田　義樹

３．法人理念（利用契約書　第３条）

理　　念	誠実
目　　標	私たちは「個々人のリカバリー」を実現するため、「高い専門性とホスピタリティ」をもった福祉・医療・介護サービスの提供を行っていくとともに、地域に開かれ信頼される「あたたかな病院及び施設」づくりを目指します。
基本方針	１．　ウェルネスモデル （病を）診るのではなく（人を）見る。私たちは、ご本人の健康な力（ウエルネス）が最大限に発揮できるよう、それぞれの人生・生活・取巻く環境に関心をもち、「生活者としてみる視点」を大切にします。 ２．ご本人中心のチーム リカバリーチームの中心は、ご本人です。私たちは、個々人が尊重され生き生きと過ごせるよう、高い専門性を持ったスタッフの集合体である「多職種チーム」による支援を行います。 ３．よりそい、つむぐ 生活はいろいろな人たちのつながりで成り立っています。私たちは、ご本人の生活に寄り添い、生活の場である地域との関わりを深めることにより「人」「生活」「地域」を紡ぎます。 ４．高い専門性と豊かな人間性を育む より良いサービスの提供には能力や技術を磨くとともに、互いに学び成長し合う「豊かな人間性」が必要です。私たちは、これが本当の意味での適切なサービス提供であると考えます。 ５．とにかく考え、工夫し、やってみる 社会変化や求められるニーズに対応できるよう、一人ひとりが業務改善と効率化について考え、工夫を行います。私たちは、変化を活かし行動できる風土を大切にします。

４．施設概要（利用契約書　第３条）

施設種類	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
施設名称	小規模特別養護老人ホームこころ　のだの里
開設年月日	平成２３年４月１日
事業所番号	金沢市指定 第 1790100257 号
施設所在地	金沢市野田２丁目２６１番地
電話・FAX	電話　076-255-7556　　FAX　076-255-7557
入居定員	２９名　　（１階１０名　２階１０名・９名　３ユニット　）
建物構造	鉄骨　　地上３階　（延床面積１３４７．６４７㎡）
ホームページ	http://www.nodanosato.com/
施設長・管理者	北川　幸弘
その他	生活保護法等に基づく指定介護機関
	登録特定行為事業者 （口腔内鼻腔内の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養）
	金沢市福祉避難所

５．居室の概要（利用契約書　第３条）

・当施設では以下の居室、設備をご用意しています。ご入居される居室は原則として契約者の心身状況等を勘案して施設にて決めさせていただきます。また契約者の心身状況等により居室を変更する場合があります。その際には、契約者や家族代表者と協議のうえ決定するものとします。

部屋	室数	備考
入居者居室	２９室	全室個室　14.400～15.153 ㎡ ３ユニット　１階１０室　２階１０室・９室 全室冷暖房完備（蓄熱式床暖房）
リビング	３室	テレビ　冷蔵庫　ミニキッチン等
浴室・脱衣室	３室	一般浴２室　　機械浴１室

６．入居対象者（利用契約書　第３条）

・金沢市在住の方で原則要介護３以上の方が対象です。

・要介護１、２の方については、やむを得ない事情により、特養以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、市町村の適切な関与の下、特例的に入所が認められます。

【要介護１，２の特例入所の要件】

・認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状、行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られる。

・知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思 疎通の困難さ等が頻繁に見られる。

・家族等による深刻な虐待が疑われる等により、心身の安全・安心の確保が困難な状態である。

・単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により、家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分である。

７．職員配置（利用契約書　第３条）

・当施設では、契約者に対して地域密着型介護老人福祉施設サービスを提供する職員として以下の職種の職員を配置しています。

・職員配置については、指定基準を遵守しています。

職　種	常　勤	非常勤	夜　間	備　考
施設長（管理者）	１			
生活相談員兼 介護支援専門員	１			サービス計画担当者
看護職員	１	１		看護師・准看護師
介護職員 （介護福祉士）	１２ （１２）	４ （０）	２	
管理栄養士	１			
機能訓練指導員		１		看護職員
医師（嘱託医）		１		診療日　第２・第４　火曜日
令和６年４月１日　現在				

８．施設サービス提供までの流れ（利用契約書　第７、８条）

・契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入居時に作成する「施設サービス計画書」で定めます。施設サービス計画書の作成及びその変更は次の通り行います。

①当施設の介護支援専門員は、施設サービス計画書の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当します。

⬇

②介護支援専門員は、施設サービス計画書の原案について、契約者及び家族代表者に対して説明し、同意を得たうえで決定します。

⬇

③施設サービス計画書は約３ヶ月に１度、もしくは契約者及び家族代表者の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、契約者及び家族代表者と協議して、施設サービス計画書を変更していきます。

⬇

④施設サービス計画書が変更された場合には、契約者及び家族代表者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

９．サービスの概要（利用契約書　第８条）

①食事

・当施設では、栄養士（管理栄養士）が立てる献立表により、栄養並びに契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
・契約者の栄養状態やお身体の状態などに応じた栄養ケア計画を作成します。
・契約者の病気の状況により、必要な療養食を提供します。
・食事や飲み込みが困難な方にもできるだけ食事を摂ることができるように支援します。
・契約者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供します。
・契約者が自分のペースで食事を摂ることができるように配慮します。
・下記の時間内で食事時間や食事場所などを選択することができます。

食事時間	朝　食	７：３０～　９：００
	昼　食	１２：００～１３：３０
	夕　食	１８：００～１９：００

②入浴

・契約者の心身の状況や生活習慣、ご希望等に合わせて、適切な時間と方法で入浴又は清拭を行い、清潔が保たれるように支援します。
・原則として個別浴を楽しんでいただけるように支援します。
・入浴又は清拭は週２回以上行います。
・契約者の意向や状態に合わせた入浴を行うようにします。
・寝たきりの方でも特殊浴槽を使用して入浴することができます。
・入浴の支援の際には、特に契約者のプライバシーの保護に細心の注意を払います。

③排泄

・排泄の自立を促すため、契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
・契約者のお身体の状況やご希望などに応じて、適切な方法での排泄が行えるように支援します。

・できるだけトイレでの排泄が行えるように支援するとともに、必要に応じて福祉用具（ポータブルトイレ等）、排泄補助用品（尿漏れパッド等）を適切に活用します。
・排泄の支援の際には、特に契約者のプライバシーの保護に細心の注意を払います。

④機能訓練
・機能訓練指導員（看護職員等）により、契約者の心身等の状況に応じて「施設サービス計画書」若しくは「個別機能訓練計画」を作成し、その計画に沿い日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理
・医師及び看護職員が健康管理を行います。
・重度化に伴う医療ニーズの増大等に対応する観点から看護職員の２４時間連絡体制の確保、看取りに関する指針制定をし、家族代表者へ説明し、同意を得ます

⑥相談援助サービス
・契約者及び家族代表者等からの相談に誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行います。

⑦貴重品の管理
・入居の際に下記の証書類等をお預かりします。
「介護保険被保険者証」
「介護保険負担割合証」
「介護保険負担限度額認定証」（対象となる方）
「国民健康保険被保険者」または「後期高齢者医療被保険者証」
「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額認定証」（対象となる方）

⑧その他自立への支援
・契約者自身ができるだけ役割や生きがいを持って生活が行えるように支援します。
・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
・生活リズムを考え、誕生会や季節にちなんだレクリエーション等を提供していきます。
・清潔で快適な生活が送れるよう起床就寝時の着替え、適切な整容や口腔ケアが行われるよう努めます。
・その他、契約者の自立支援の視点から必要な支援を行います。

１０．サービス利用料金（利用契約書　第９、１２条）
・別紙の料金表によって、契約者の要介護度に応じたサービス利用料金の合計金額をお支払い下さい。
・負担割合については、市区町村から交付される「介護保険負担割合証」に準じます。
・保険料の滞納などにより、サービス費のうち「介護保険負担割合証」に記載の負担割合分の「利用者負担金」で利用できなくなる場合は、一旦サービス費全額をお支払いいただき、後日、保険者から保険給付分の払い戻しを受ける手続きが必要となります。
・居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には「介護保険負担限度額認定証」に記載されてある負担限度額とします。
・サービスの利用料金は契約者の要介護度、所得、心身状態、当施設の人員配置等によって異なります。
・介護給付費の変更や経済状況の著しい変化等に伴い、当該サービス利用料金を相当な額に変更する場合、事前に書面等で説明します。

・入居中の生活用品や理美容、医療にかかる料金について、ご希望、ご了解のもと、施設での立て替え払いをさせていただき、利用料金と合算しご請求をさせていただきます。

１１．お支払い（利用契約書　第９条）

・毎月１５日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。領収書を発行します。

・お支払い方法は下記の方法があります。利用契約時にお選びください。

①窓口での現金支払

②下記指定口座への振り込み

振込口座：北國銀行　野町支店　普通　３７５５０８　小規模特別養護老人ホームこころ

③口座振替

１２．協力医療機関及びオンコール体制（利用契約書　第１０条）

・医療を必要とする場合は、契約者の希望により、下記の協力医療機関において、診療、入院の治療等を受けることができます。但し、下記の医療機関で優先的に治療等が受けられるものではありません。また、下記の医療機関での治療等を義務付けるものでもありません。

・当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、ご入居者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

○嘱託医

医療機関の名称	所　在　地	診　療　科
ふじたファミリークリニック	金沢市元町２丁目４―１３	内科・循環器内科

○協力医療機関

医療機関の名称	所　在　地	診　療　科
金沢市立病院	金沢市平和町３－７－３	内科・外科等
岡部病院	金沢市長坂町チ１５番地	精神科・内科

○協力歯科医療機関

医療機関の名称	所　在　地	診　療　科
あい歯科医院	金沢市松島２丁目２３１番地	歯科
わたや歯科医院	金沢市大桑２丁目１３番地	歯科

・当施設の嘱託医師及び医療機関による診察及び処置に係る費用の負担額は、契約者の負担となります。

・当施設では、毎年インフルエンザの予防接種を受けていただきます。その費用は、契約者に実費負担していただきます。

・夜間等の医師・看護師不在の時間帯は緊急連絡により医師又は看護師が駆けつけるオンコール体制となっています。

・病状の変化等に伴う緊急時の対応については、医師、看護職員及び介護職員が連携を密にして判断し、夜間については介護職員が医師又は看護師と連絡をとって対応します。

・家族代表者とは２４時間の連絡体制を確保し、契約者又は家族代表者が医療機関への入院を希望する場合はその支援を行います。

・ご家族代表者との連絡が取れない場合、医師、看護職員の判断にて病院の受診、救急搬送をさせていただく場合があります。

１３．事故発生時の対応（利用契約書　第１０条）

・施設内で事故等が発生した場合は、速やかに市町村、契約者の家族代表者に連絡を行うとともに必要な処置を講ずることとします。

１４．事故発生時の対応について（利用契約書　第１０、２３条）

・当施設は、サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに家族代表者、並びに行政等関係各機関に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

・サービスの提供に伴い、当施設の責任に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。但し、契約者側に過失がある場合には、損害賠償責任を減じることができますとともに、自己の責に帰すべき事由がない限り損害賠償責任を負いません。

・当施設では、上記の手続について、迅速且つ誠意をもって執り行うとともに事故の再発を防止するために必要な処置を講じます。

１５．非常災害対策について（利用契約書　第１０条）

・当施設は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、災害に備えて定期的に避難救出等 の必要な訓練を行います。又、別途定めるＢＣＰ（事業継続計画）により、大規模な災害や感染症が発生した場合でも出来る 限り事業が継続できる様に尽力していきます。

防火管理者	防火管理者を選任し、消防計画の作成など防火管理業務を行わせる
防火設備	スプリンクラー、消火器、消火栓、非常放送設備、非常通報装置、 防火扉、火災報知機連動電気錠、災害時備蓄
防火訓練	夜間時及び昼間時を想定して春期と秋期の年２回 （内１回は夜間想定で行う）

１６．感染症・食中毒の予防について（利用契約書　第１０条）

・当施設は「感染症・食中毒の予防及び蔓延の防止の為の指針」に基づき、感染症や食 中毒の予防及び蔓延防止に努めます。万が一、クラスターが発生した場合でも、別途定めるＢＣＰ （事業継続計画）により本事業が継続できるように尽力していきます。

１７．入院・外泊の取扱いについて（利用契約書　第１１条）

・入院又は外泊期間中も別紙の料金表に定める加算及び居住費等を事業者に支払うものとします。

・支払う期間は、入院又は外泊した翌日から当該月６日間（当該入院又は外泊が月をまたがる場合には最大で１２日間）を限度に、別紙の料金表に定める所定の利用料金を事業者に支払うものとします。

・７日間を超えて入院された場合でも、３ヶ月以内に退院される場合は、契約者の希望により、当施設へ再び入居いただけるよう居室を確保します。その場合、再び当施設へ入居される日の前日までの居住費相当額を負担していただきます。

・当施設は、入居者及び家族代表者の同意のある場合には、入院又は外泊期間中に当該居室を緊急入居等に活用することができます。この場合には、別紙の料金表に定める利用料金を支払う必要はありません。

１８．施設を退居していただく場合（利用契約書　第１３、１４、１５、１６、１７条）

・当施設との契約では契約終了の期日は特に定めず、継続してサービスを利用することができます。但し、以下の事項に該当する場合は契約を終了します。

① 当施設が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により閉鎖した場合
② 施設の滅失や重大な毀損により、契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
③ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
④ 契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下のとおり）
⑤ 当施設から退所の申し出を行った場合（詳細は以下のとおり）

（１）契約者からの退居の申し出（中途解約・契約解除）

・契約の有効期間に、契約者から当施設からの退所を希望される場合には、退居を希望する日の７日前までに申し出てください。
・但し、以下の場合は、即時に契約を解約・解除することができます。

① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
② 契約者が長期入院された場合
③ 当施設もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
④ 当施設もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
⑤ 当施設もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
⑥ 他の契約者が身体･財物･信用等を傷つけた場合もしくはつける恐れがある場合において、当施設が適切な対応をとらない場合

（２）当施設からの申し出により退居していただく場合（契約解除）

・以下の事項に該当する場合には、当施設からの退居をしていただくことがあります。

① 契約者及び家族代表者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
② 契約者及び家族代表者によるサービス利用料金の支払いが合算して３ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
③ 契約者及び家族代表者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者、他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
④ 契約者が連続して３ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合　※再び施設での生活を希望される場合については、再入居（他の介護保険施設等を含む）等の必要な支援に協力を致します。優先入所を確約するものではありません。
⑤ 契約者が他の介護保険施設に入所・入院した場合
⑥ 契約者の要介護認定が自立・要支援１・要支援２に該当した場合
⑦ 契約者の要介護認定が１、２の方で特例入所の要件に該当しなくなった場合
⑧ 契約者又は家族代表者等からの職員に対する身体的暴力、精神的暴力又はセクシュアルハラスメントにより、職員の心身に危害が生じ、又は生ずるおそれのある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等により、利用者に対して介護サービスを提供することが著しく困難になった場合

（３）円滑な退居のための援助

・契約者が当施設を退所する場合には、契約者の希望により当施設は契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を契約者に対して速やかに行います。

① 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介

② 居宅介護支援事業者等の紹介

③ その他、保健医療サービス又は福祉サービスの提供者等の紹介

１９．施設利用の留意点及び禁止事項

・当施設をご利用される皆様が、安全で快適に過ごすことができるよう、下記の事項をお守りください。

（１）面会について

・面会時間は８：３０～１７：００といたします。

・感染症等の理由により面会を制限する場合があります。

（２）外出、外泊について

・外出、外泊される場合は、予めご連絡ください。

・急な外出、外泊、来所の場合、食事の中止及び提供ができない場合があります。

（３）所持品、備品等の持ち込みについて

・飲食物のお持込みの際は、必ず職員にご相談下さい。

・酒類のお持込みは禁止しています。

・金銭、貴重品の管理はできる限りご家族代表者の管理にてお願い致します。

・施設内でのペットの持ち込みは禁止しています。

・決められた場所以外や居室内での喫煙はご遠慮ください。

（４）その他

・設備、備品の利用については職員の指示に従って下さい。

・故意に、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、契約者に相当の代価をお支払いいただく場合があります。

・当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、ご入居者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

・契約者の身体状況や病気に伴う様々な症状が原因により、危険性が伴うことを十分にご理解下さい。詳細については、別紙「入居リスク説明書」にてご確認下さい。

２０．外部評価について（利用契約書　第１８条）

・当施設は、厚生労働省が実施する「介護サービス情報公表システム」に毎年登録し、広く情報の公開に努める事により、サービスの内容を見直し、質の向上に努めています。

２１．第三者評価の実施状況について（利用契約書　第１８条）

・実　施　の　有　無　：　無
・実　施　年　月　日　：
・実 施 評 価 機 関 名　：
・評価結果の開示状況　：

２２．秘密の保持及び個人情報の取扱いについて　（利用契約書　第１９条）

・当施設とサービス従事者は、業務上知り得た契約者又は家族代表者等に関する個人情報の利用目的を別紙のとおり定め適切に取り扱い、正当な理由なく第三者に漏らしません。またこの守秘義務は、サービス及び契約が終了した後も継続します。
・当施設は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
・その他、他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、事前の同意を文書により得た上で、契約者又は家族代表者等の個人情報を用いることができるものとします。
・個人情報の利用目的については、別紙「個人情報の利用目的」にてご確認ください。

２３．緊急やむを得ない場合の身体拘束の手続きについて　（利用契約書　第２０条）

・当施設では、別途定める「身体拘束防止指針」に基づき、原則として身体拘束は行いません。但し、生命・身体の保護の目的で、緊急やむを得ない場合は指針に沿った手順で行いま す。

①身体拘束・虐待防止委員会による検討
② ご家族等への説明・同意
③ 拘束の有効性の再検討
④ 経過記録の保管

２４.高齢者虐待防止について　（利用契約書　第２１条）

・当施設では、別途定める「高齢者虐待防止に関する指針」に基づき、全職員を挙げて虐待の防止に 取り組みます。

２５．要望及び苦情等の相談（利用契約書　第２２条）

・当施設には、契約者及び家族代表者に施設サービスを十分に満足してご利用していただけるように苦情解決の体制を整備しています。お気軽にご相談ください。
・要望や苦情などは、担当者にお寄せいただければ速やかに対応いたしますが、受付に備え付けられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

○当施設における苦情の受付

窓　口	連　絡　先
小規模特別養護老人ホームこころ のだの里	担　　当：　生活相談員 電話番号：　０７６－２５５－７５５６

○行政機関その他苦情受付機関

窓　口	連　絡　先
金沢市介護保険課	所在地　：　金沢市広坂１丁目１－１ 電話番号：　０７６―２２０―２２６４
石川県福祉サービス運営適正化委員会	所在地　：　金沢市本多町３－１－１０ 電話番号：　０７６―２４３－２５５６
石川県国民健康保険団体連合会 （介護サービス苦情１１０番）	所在地　：　金沢市幸町１２－１ 電話番号：　０７６―２３１―１１１０
石川県介護保険審査会 （石川県長寿社会課）	所在地　：　金沢市鞍月１丁目１番地 電話番号：　０７６―２２５―１４１６

○第三者委員

窓　口	連　絡　先
長坂台町ぐるみ福祉活動推進員 河合　忠博	※　第三者委員への連絡方法は、のだの里までお問い合わせ下さい。
元金沢市社会福祉協議会　介護相談員 高屋　和子	

【個人情報の利用目的】

当施設では、契約者の尊厳を守り安全に配慮するとともに、お預かりしている個人情報については細心の注意を払って取扱うとともに、利用目的を以下のとおり定めます。

【当施設内での利用目的】

1．契約者へ適切な介護サービスを提供するため
2．介護保険に係わる請求事務を行なうため
3．契約者に係る当施設の管理運営業務のうち、以下の業務を行なうため
　ア．入退居等の施設管理
　イ．介護サービスの質の向上
　ウ．会計・経理
　エ．医療・介護事故等の報告

【他の事業者等への情報提供を伴う利用目的】

1．当施設がご提供する介護サービス関連業務のうち、以下の業務を行なうため
　ア．法人内・他の医療機関・介護サービス事業者との連携
　イ．他の居宅介護支援事業所・居宅サービス事業者との連携、照会への回答
　ウ．診療のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
　エ．検体検査業務の委託・その他の委託業務
　オ．家族代表者等への病状・心身の状況説明
2．介護保険に係わる請求事務を行なうため。
　ア．審査支払機関への請求業務
　イ．審査支払機関又は保険者からの照会への回答

【その他の利用目的】

1．当施設の管理運営業務のうち以下の業務を行なうため
　ア．介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
　イ．施設内において行なわれる学生の実習への協力
　ウ．施設内において行なわれる症例研究
　エ．賠償責任保険などに係る、専門の団体・保険会社等への相談又は届出
2．外部監査機関への情報提供

【付記】

1．上記に同意しがたい事項がある場合は、その旨をお申し出下さい。
2．お申し出のないものについては、同意して頂けたものとして取り扱わせていただきます。
3．これらのお申し出は、後からいつでも撤回・変更等をすることが可能です

【入居リスク説明書】

当施設では、契約者が快適な入居生活を送られますように、安全な環境作りに努めておりますが、契約者の身体状況や病気に伴う様々な症状が原因により、下記の危険性が伴うことを十分にご理解下さい。

【施設の健康管理体制】

・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は生活の場であり、病院と同じような治療はできません。

・契約者の病状が急に悪化した場合、施設の判断で緊急に病院へ搬送を行う場合があります。

・夜間帯は医師及び看護師は勤務していません。この時間帯に急変が起きた場合は救急搬送の対応となります。

【予測される危険性】

・歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転落等による骨折、外傷、頭蓋内損傷の恐れがあります。

・原則的に拘束を行わないことから、転倒・転落による事故の可能性があります。

・高齢者の骨はもろく、通常の対応でも容易に骨折する恐れがあります。

・高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦で表皮剥離ができやすい状態にあります。

・高齢者の血管はもろく、軽度の打撲であっても、皮下出血が出来やすい状態にあります。

・加齢や認知症の症状により、水分や食物を飲み込む力が低下します。誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高い状態にあります。

・高齢者であることにより、脳や心臓の疾患により、急変・急死される場合もあります。

・契約者の全身状態が急に悪化した場合、施設の判断で緊急に病院へ搬送を行うことがあります。

・身体状況及び服用されている薬の影響等から、急変を起こしやすい場合もあります。

上記の事などは、ご自宅でも起こりうることですので、十分ご留意いただきますようお願い申し上げます。なお、説明でわからないことがあれば、遠慮なくお尋ねください。

【看取り及び急変時についての事前確認】

当施設では、入居者の容体が悪くなった時には本人、家族代表者の要望を出来る限り反映させていただきたいと考えています。つきましては、以下の質問項目により、入居者若しくは家族代表者が終末期ケアに対してどのようなお考えをお持ちでいらっしゃるか、希望する箇所に☑してご回答いただきますようよろしくお願い致します。

１．最期を迎えたいと考えている場所について

□　現在入居している施設で最期を迎えたい。
□　病院で最期を迎えたい。
□　自宅で最期を迎えたい。
□　その他（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

２．心臓、呼吸停止となった場合の病院への搬送について

□　病院への搬送を希望しない。施設で最期を迎える。
□　病院へ搬送を希望する。
□　その他（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

３．心臓、呼吸停止となった場合の救命措置について

上記で病院へ搬送を希望しない。施設で最期を迎える。を選択した方について

□　施設でできる心臓マッサージ等の救命措置を希望する。
□　心臓マッサージなどの救命措置は希望しない。
□　その他（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

上記で病院へ搬送を希望する。を選択した方について

□　心臓マッサージ、人工呼吸など、できるだけの救命措置を希望する。
□　心臓マッサージなどの救命措置は希望しない。
□　その他（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

４．食事や水分を口から摂取することが困難になった場合について

□　胃ろうなどによって、チューブから栄養や水分を摂ることを希望する。
□　胃ろうなどによって、チューブから栄養や水分を摂ることを希望しない。
□　その他（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

５．その他ご希望等

【看取りに関する指針】

１．目 的

この指針は、「社会福祉法人こころ」が運営する「小規模特別養護老人ホームこころ　のだの里（以下「当施設」という。）」における看取り介護の対応方法を規定する事で、当施設における看取り介護体制を確立し、適切な終末期ケアの提供を目的とする。

２．基本方針

看取り介護は当施設の入居者が医師の診断のもと、回復不能な状態に陥った時に、最後の場所及び治療等について本人の意思、並びに家族代表者の意向を最大限に尊重して行わなければならない。

当施設において看取り介護を希望される入居者、家族代表者の支援を最後の時点まで継続することが基本であり、それを完遂する責任が当施設および職員にはある。また、看取り介護実施中にやむをえず病院や在宅などに搬送する入居者においても搬送先の病院等への引き継ぎ、継続的な本人、家族代表者への支援を行わなければならない。

- 看取り介護実施時、当施設は、以下の条件を満たしているとともに、当施設における看取り介護に関する理念、及び理念に基づく質の高いサービスが行われなければならない。
- 当施設の入居者は、人道的かつ安らかな終末を迎える権利を保持しているので、看取り介護実施時に施設は可能な限り尊厳と安楽を保ち、安らかな死が迎えられるように以下の体制を整備する。
- 看取り介護実施時に当施設は、医師及び医療機関との連携を図り、医師の指示により他職種協働体制のもとで入居者及び家族代表者の尊厳を支える看取りに努めるものとする。
- その他、厚生労働省が定める「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取り組みを行う。

３．定 義

（１）看取り介護の対象者

加齢による衰弱（老衰）によるものであって、医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがなく、かつ、医療機関において延命以外の治療の余地がないと診断した者とする。

（２）看取り期（終末期）

医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないとの診断がなされたとき以降を看取り期（終末期）とする。

（３）看取り介護

看取り期を迎えた看取り介護の対象者に対して、医師、看護・介護職員等が共同して、入居者又は家族代表者の同意を得ながら終末期の介護を行うこと。

４.看取り介護に係る加算等

（１）別紙、利用料金表に定めるとおりとする。

（２）当施設を退所等した月と死亡した月が異なる場合でも算定可能であるが、看取り介護加算は、死亡月にまとめて算定することから、入居者側にとっては、施設に入居していない月についても自己負担を請求されることになるため、入居者が退居する際、退居等の翌月に亡くなった場合に、前月分の看取り介護加算に係る一部負担の請求を行う場合がある。

（３）当施設は、施設退居等の後も、継続して入居者の家族への指導や医療機関に対する情報提供等を行うことが必要であり、入居者の家族、入院先の医療機関等との継続的な関わりの中で、入居者の死亡を確認することができる。